

時の鐘

嘉永五（一八五二）年九月、西浦賀の水揚問屋（廻船で運ばれてきたさまざまな品物を売買する問屋）から浦賀湊は江戸へ出入りする廻船の玄関口にあたり、特に伊豆下田から奉行所が移転して来てからは人家が増し、廻船によって浦賀は大いに繁栄しています。これほど繁栄している浦賀に「時の鐘」がありません。

廻船が夜や霧の深い日に入出港したり、潮や風の状況を見極めたりするのはすべて船まかせでした。時の鐘を置けば、時刻を知らせるだけでなく、霧笛やさまざまな状況の合図となることでしょう。

鐘はもちろん鐘楼の建設や撞方もすべて西浦賀の水揚問屋で賄いますので、鐘楼の建設場所などをご指示いただければ幸いです。という願書が奉行所へ提出された。

この「時の鐘」の一件に「待った」を入れたのが東浦賀の水揚問屋の連中であつた。東浦賀の問屋の言い分は「時の鐘は公共性の高いものである。それを西浦賀の水揚問屋だけでやるのではなく、東西浦賀が協力しあつて

やるべきだ」というものであつた。

この背景には、東と西の商人の確執がある。天保の改革によって株仲間の解散令が出て、寛永十九（一六四一）年から東浦賀が独占してきた干鯛の売買を東西どちらでも取引することが許されていた。東浦賀では再三再四株仲間の再興を嘆願していた時期に、西浦賀の問屋に先を越されたような「時の鐘」は、断じて許すことのできないものであつた。

どのような話し合いがもたれたのはわからないが、十一月に東西浦賀の問屋代表者が連盟した「時の鐘」の鐘楼等の建設許可願いが提出され、奉行所の指示により、西浦賀の愛宕山に鐘楼が建設された。

この問題のバックには、西浦賀の問屋を焚き付けた奉行所の与力の香山栄左衛門の差し金があつたことがわかつており、一方で東浦賀を支援したのが与力の合原操蔵であることもわかつており、奉行所と商人の癒着ぶりが窺い知ることができる。（了）